

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都港区六本木七丁目15番14号

氏名 株式会社 山一商事

代表取締役 松本 大輔

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の5第1項~~ 第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

川越市長 川合善明



許可の年月日

平成30年12月5日

許可の有効年月日

平成37年11月25日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）

中間処理

焼却（バーナー焼却）：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。） 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記1のとおり。

この許可証写しは、インターネット上での
情報公開を目的として掲載したものです。
上記以外の目的の為の再複写を禁じます。

3. 許可の条件

株式会社 山一商事

- （1）中間処理及び処理に伴う保管は、2に掲げる場所で行うこと。
- （2）処理施設の能力は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の合計能力とする。
- （3）廃油は主燃焼室で行い、2次燃焼施設には廃油を使用しないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	文書番号	変更内容
平成8年11月26日	指令廃対第903号	新規許可
平成24年7月2日	————	変更届（代表者の変更）
平成28年6月15日	————	変更届（住所の変更）
平成30年12月5日	川産発第381号	更新許可（優良認定）
平成30年12月6日	————	変更届（代表者の変更）

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

存・無

別記1

事業の用に供する施設の所在地、処理施設及び保管施設の概要

川越市大字下赤坂字大バケ上元南大塚分1811番1、1811番4の一部、1811番5、1812番1、1812番9、1816番1の一部 以上6筆（面積12,560.81㎡）に限る。

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
焼却施設 (バーナー焼却)	1 m ³ /日 (24時間)	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類に限る。） 以上1種類	平成10年10月29日 平成10年10月29日 2-35

保管施設

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃油（揮発油類、灯油類、軽油類に限る。） 以上1種類	15 m ²	ドラム缶10本